

平成27年2月16日
京都市交通局
企画総務部財務課

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の提出について

平成26年6月4日に公布されました「建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）」により，公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部が改正され，ダンピング受注の防止等のための措置として，建設業者は，公共工事に係るすべての入札の際に入札金額の内訳書を提出することが義務付けられることとなりました。

交通局におきましては，従前から5,000万円超の公共工事について，入札時に内訳書の提出を求めておりましたが，法改正に伴い，入札時の内訳書の提出については，下記のとおり取り扱うこととしますので，御留意の程よろしく申し上げます。

記

- 1 内訳書の提出対象
すべての公共工事

- 2 内訳書に必要な項目
工種，数量，単位，金額
※ 様式は問いませんが，国土交通省が示している以下の様式例を参考に作成してください。
 - ・土木工事で用いられている内訳書の例（別添1）
 - ・建築工事で用いられている内訳書の例（別添2）

- 3 実施時期
平成27年4月1日以降に公告する公共工事から適用します。